

事 務 連 絡
令和2年4月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する書面による通知の簡素化について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染の拡大や患者の状況等に鑑み、本入院の期間の延長を行う場合に患者に対して行うこととされている書面による通知について、これを簡素化する方法を下記のとおり整理したので、その適切な運用をお願いします。

＜参考：本事務連絡の概要＞

本入院の勧告の際の書面の通知において、「入院の期間に退院基準に該当することとならなかった場合、入院の期間の延長を行う」旨を併せて通知することで、本入院の期間の延長（初回に限る。）を行う場合の書面による通知を省略することができること。

1 入院期間の延長（初回に限る。）を行う場合の書面の通知を簡素化できること

法^(※1)第23条の規定により、法第20条第1項の規定による入院の勧告（以下「本入院の勧告」という。）又は同条第4項の規定による入院の期間の延長（以下「本入院の期間の延長」という。）を行う場合には、その理由その他厚生労働省令で定める事項を書面により通知することとされている。

今般、新型コロナウイルス感染症による入院の状況^(※2)に鑑み、新型コロナウイルス感染症にあっては、本入院を行う際の書面による通知において、「入院の期間に退院基準に該当することとならなかった場合、入院の期間の延長を行う」旨を併せて通知することができることとする。これにより、本入院の期間の延長（初回に限る。）の際の書面による通知を省略することができる。

※1 この事務連絡において「法」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいう。

※2 感染症病床の在院日数は、平均8.3日（平成30（2018）年病院報告）である一方で、新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間」、国立感染症研究所による本年3月23日時点の調査の報告において「入院期間の平均値は16.6日」とされている。

（注）なお、本事務連絡は、本入院の勧告の際の書面の通知をもって、本入院の期間の延長（初回に限る。）の際の通知を省略することを認めるものであり、

- ・ 2回目以降の本入院の期間の延長の際の通知を省略すること
- ・ 法第19条第1項の規定による入院の勧告（応急入院の勧告）の際の書面の通知をもって、本入院の勧告又は本入院の期間の延長の際の通知を省略することは認められないことに留意すること。

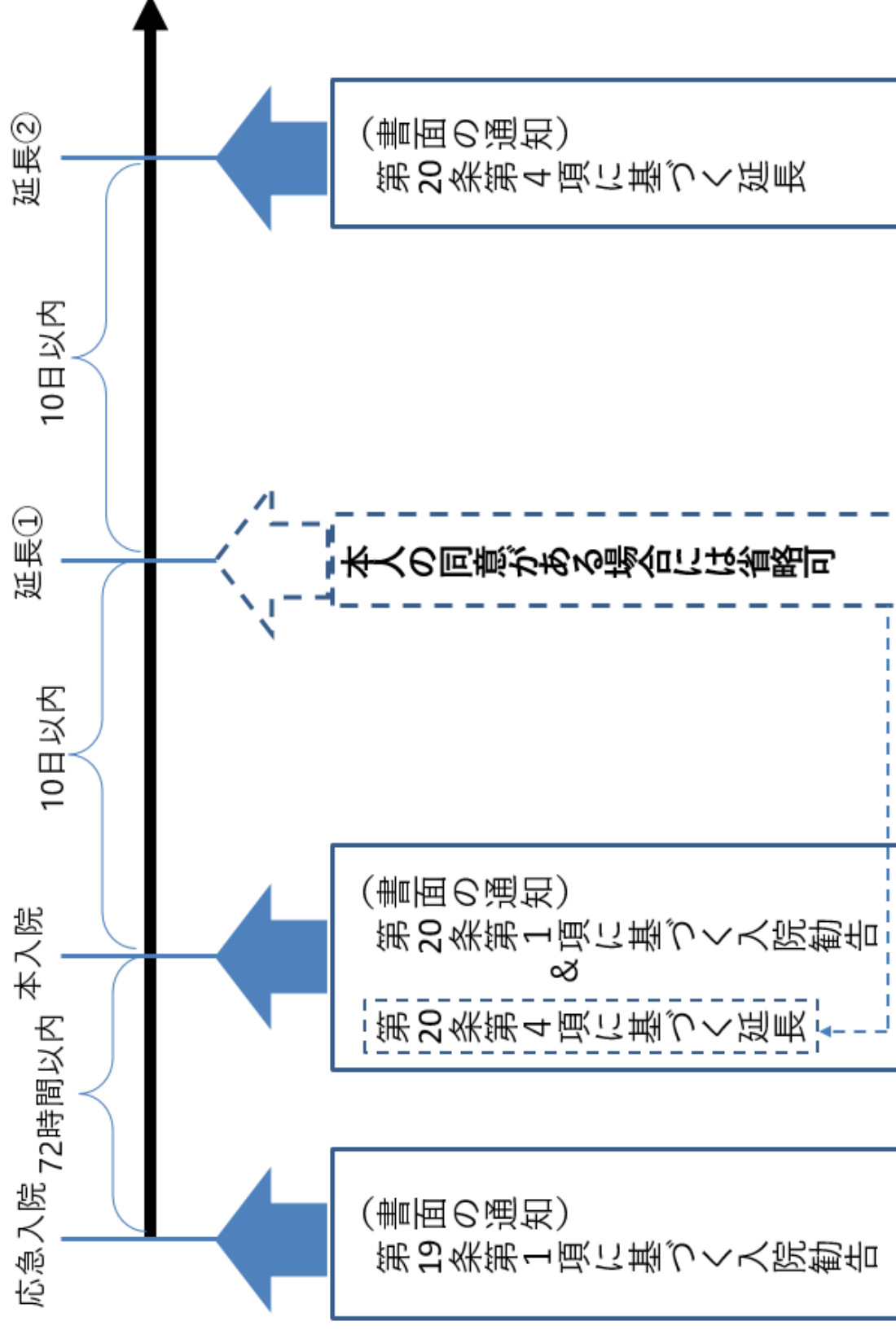
2 1の書面の通知の簡素化の方法

1の取扱いをする場合、本入院の勧告により入院すること及び本入院の期間の延長について、対象となる新型コロナウイルス感染症の患者の同意が得られていることが必要である。また、具体的な書面への記載の方法は、次のとおりである。

- ① 入院すべき期間として、本入院の勧告による入院に係る期間を記載した上で、あわせて、「入院の期間に退院基準に該当することとならなかった場合、甲日から乙日までの間、入院の期間の延長を行う。」と記載する。
- ・ 甲日については、入院の措置の期間に係る期間の末日の翌日
 - ・ 乙日については、甲日から起算して10日以内の日
- とすること。

- ② その他の事項として、「本書面は、入院の期間の延長（初回に限る。）を行う場合の書面による通知を兼ねるものである。ただし、対象者から入院の延長に同意しない旨の申し出があった場合は、改めてこれを行うこととする。」旨を明記すること。

書面による通知の簡素化に関するイメージ



※上記については、入院・延長については本人の同意がある場合のみ可能